
* * * * *
* * * * *
* 令和 6 年第 4 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和6年第4回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第24号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年6月13日板荷地内の市道上において、市内在住者所有の原動機付自転車が行中、道路陥没地に落ち、破損させるとともに、当該市内在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を273,144円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第25号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年7月31日上野町地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、グレーチング蓋が跳ね上がり、破損させたことに対し、損害賠償の額を233,510円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第24号と同じ。

◎ 報告第 26 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 7 月 31 日茂呂地内の市道上において、職員が運転する軽乗用自動車
が、市内在住者所有の軽乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償
の額を 273,692 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 24 号と同じ。

◎ 報告第 27 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 9 月 20 日中粕尾地内において、職員が運転する軽貨物自動車が後進
し、市内在住者所有のカラーコーンに接触し、破損させたことに対し、損害賠償
の額を 1,346 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 24 号と同じ。

◎ 報告第 28 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 9 月 3 日村井町地内の市道上において、職員が運転する軽貨物自動車
が、市内在住者所有の軽貨物自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償
の額を 685,553 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 24 号と同じ。

◎ 議案第 79 号 専決処分事項の承認について

(令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号))

歳入については、県支出金の増額を計上し、歳出については、衆議院議員選挙
費及び予備費の増減額を計上したもので、この補正額を 55,114,000 円の増とし、
予算総額を 43,199,789,000 円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について

歳入については、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、障害者自立支援事業費、介護保険施設整備事業費、こども医療対策事業費、林業施設災害復旧事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を886,983,000円の増とし、予算総額を44,086,772,000円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表、第3表の1及び第3表の2のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 8 1 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、繰入金の増額を計上し、歳出については、診療報酬内容点検専門員報酬及び滞納整理補助員報酬の増額を計上したもので、この補正額を 1,107,000 円の増とし、予算総額を 10,035,490,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 8 0 号と同じ。

◎ 議案第 8 2 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等の増額を計上し、歳出については、居宅介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費等の増額を計上したもので、この補正額を 21,332,000 円の増とし、予算総額を 8,835,258,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 8 0 号と同じ。

◎ 議案第 8 3 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

収益的支出において、支出総額を 4,056,000 円増額補正するとともに、資本的支出において、継続費を設定した鹿沼市黒川終末処理場の建設工事委託に係る総額を 846,300,000 円減額し、年割額を改めるものである。

（参照条文） 議案第 8 0 号と同じ。

◎ 議案第 84 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和 5 年 12 月 21 日議案第 116 号として議決を得た西大芦辺地及び上・中粕尾辺地に係る総合整備計画並びに令和 6 年 3 月 18 日議案第 15 号として議決を得た入・中栗野辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第 2 項から第 7 項まで 省略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第 85 号 指定管理者の指定について

やまびこ荘の指定管理者として、社会福祉法人希望の家を指定するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 244 条の 2 第 1 項及び第 2 項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下（中略）「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 4 項 省略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 7 項から第 11 項まで 省略

◎ 議案第 86 号 指定管理者の指定について

観光いちご園を除く花木センター及び林産物需要拡大施設の指定管理者として、公益財団法人鹿沼市花木センター公社を指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 85 号と同じ。

◎ 議案第 87 号 指定管理者の指定について

花木センターのうち観光いちご園の指定管理者として、有限会社農業生産法人かぬまを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 85 号と同じ。

◎ 議案第 88 号 指定管理者の指定について

市営住宅、市営従業員用住宅及び市営若年勤労者用住宅の指定管理者として、有限責任事業組合かぬま住まいサポートセンターを指定するためのものである。

(参照条文) 議案第 85 号と同じ。

◎ 議案第 89 号 市道路線の認定について

千渡地内及び茂呂地内における開発行為により、新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第90号 市道路線の変更について

茂呂地内における土地の一体的な利用を目的とした用地の売却に伴い、関係する市道の起点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第89号と同じ。

◎ 議案第91号 鹿沼市御殿山会館条例の廃止について

令和7年3月末をもって、御殿山会館を廃止するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第92号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童支援員となるための研修を修了していない者のうち、業務に従事した日から2年以内に当該研修の修了を予定している者を放課後児童支援員とみなすためのものである。

(参照条文) 議案第91号と同じ。

◎ 議案第 9 3 号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正に伴い、国道の道路占用料に準じて占用料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 9 1 号と同じ。

◎ 議案第 9 4 号 鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について

入居者の所得基準の引上げ及び入居対象者の拡大を行うとともに、入居者が行う市営住宅の共用部分の維持管理等を市が代わって行うことにより、入居者の利便性の向上を図るためのものである。

(参照条文) 議案第 9 1 号と同じ。

◎ 議案第 9 5 号 鹿沼市都市公園条例の一部改正について

鹿沼運動公園及び栗野総合運動公園の陸上競技場の使用料の額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 9 1 号と同じ。

◎ 議案第 9 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮の刑が廃止され、令和 7 年 6 月 1 日から新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例の用語を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 9 1 号と同じ。

◎ 議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員柏木敬子氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに宮坂拓氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略